（保健医療経済評価研究センターの所掌事務）

第五百五十二条　保健医療経済評価研究センターは、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、経済性、効率性及び有効性の観点からの保健医療に関する評価に係るものをつかさどる。

第五百五十三条から第五百六十条まで　削除

（真菌部の所掌事務）

第五百九十一条　真菌部は、真菌に起因する感染症に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二　抗菌性物質及びその製剤（抗生物質医薬品に限る。）の生物学的検査及びこれらの医薬品の生物学的検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

（次長）

第七百二十七条の四　麻薬取締部（関東信越厚生局に限る。）に、次長を置く。

2　次長は、部長を助け、部の事務を整理する。

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　（略）

2　前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　（略）

二　関東信越厚生局及び近畿厚生局　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　上席密輸対策官一人

ハ　密輸対策官二人

ニ　（略）

三　東海北陸厚生局　次に掲げるもの

イ　情報官一人

ロ　密輸対策官一人

ハ　指定薬物専門官一人

四　九州厚生局　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　密輸対策官二人

ハ　（略）

（調査総務課の所掌事務）

第七百二十九条　調査総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　麻薬等及び医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締りの実施に関すること（捜査企画情報課、捜査第一課及び捜査第二課又は捜査課、特別捜査課、国際情報課、鑑定課並びに情報官、鑑定官、上席密輸対策官、密輸対策官及び指定薬物専門官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

第五百五十二条から第五百六十条まで　削除

（真菌部の所掌事務）

第五百九十一条　真菌部は、国立感染症研究所の所掌事務のうち、抗生物質及び生理活性物質並びに真菌症の科学的調査及び研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）を行うことをつかさどる。

（新設）

（新設）

（新設）

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　（略）

2　前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　（略）

二　関東信越厚生局、東海北陸厚生局及び近畿厚生局　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　上席指定薬物対策官一人（東海北陸厚生局を除く。）

ハ　指定薬物対策官一人

ニ　（略）

（新設）

三　九州厚生局　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　指定薬物対策官一人

ハ　（略）

（調査総務課の所掌事務）

第七百二十九条　調査総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　麻薬等及び医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締りの実施に関すること（捜査企画情報課、捜査第一課及び捜査第二課又は捜査課、特別捜査課、国際情報課、鑑定課、情報官、鑑定官、上席指定薬物対策官並びに指定薬物専門官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）